

# 平成28年第3回千葉市議会定例会議案

議案第143号

平成28年10月



## 平成28年第3回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
143	和解について	1

## 議案第143号

和解について

市は、次のとおり和解するものとする。

平成28年10月3日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 1 相手方

#### (1) 相手方1

千葉市美浜区美浜1番地  
株式会社千葉ロッテマリーンズ  
取締役社長 山室晋也

#### (2) 相手方2

千葉市美浜区ひび野2丁目1番地1  
株式会社QVCジャパン  
代表取締役社長 内田康幸

### 2 事案の概要

(1) 平成23年2月28日、千葉市、相手方1及び相手方2は、千葉マリスタジアムのネーミングライツ等の付与に関する契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(2) 本契約では、千葉市及び相手方1は、相手方2に対し、千葉マリスタジアムに係るネーミングライツ等の権利を付与し、相手方2は、千葉市及び相手方1に対し、その対価を支払うこととされた。

#### ア 施設名称

QVCマリフィールド

#### イ ネーミングライツ等の存続期間

平成23年3月1日から平成32年11月30日まで

#### ウ ネーミングライツ等の付与の対価及び支払方法

次に掲げる期間ごとに、275,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、これらは相手方2の負担とする。）とし、相手方2は、千葉市及び相手方1に対し、そ

れぞれ137,500,000円を当該期間の5月末日までに支払う。

(ア) 平成23年3月1日から平成23年11月30日まで

(イ) 平成23年12月1日から平成24年11月30日まで

(ウ) 平成24年12月1日から平成25年11月30日まで

(エ) 平成25年12月1日から平成26年11月30日まで

(オ) 平成26年12月1日から平成27年11月30日まで

(カ) 平成27年12月1日から平成28年11月30日まで

(キ) 平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

(ク) 平成29年12月1日から平成30年11月30日まで

(ケ) 平成30年12月1日から平成31年11月30日まで

(コ) 平成31年12月1日から平成32年11月30日まで

(3) 平成28年6月24日、相手方2から本契約の中途解除についての協議が申し入れられた。

### 3 和解条項

(1) 千葉市、相手方1及び相手方2は、本契約について、平成28年12月1日（以下「解除日」という。）付けで中途解除することに合意する。

(2) 相手方2は、本契約の解除に伴う違約金として、千葉市及び相手方1に対して、それぞれ165,000,000円を支払うものとする。

(3) 相手方2は、前号に記載する違約金について、千葉市及び相手方1の発行する納入通知書等に基づき、平成29年1月31日までにそれぞれ支払うものとする。

(4) 千葉市は、解除日以後、本契約に係る契約書（以下「本契約書」という。）第5条第1項の規定により設置された施設名称看板を撤去し、相手方2に引き渡すものとし、同条第3項の規定にかかわらず、その費用を負担する。

(5) 千葉市は、解除日以後、本契約書第6条第1項第1号の規定により千葉マリスタジアムの人工芝に掲出された広告の原状回復をす

- るものとし、同条第3項の規定にかかわらず、その費用を負担する。
- (6) 千葉市は、解除日以後、本契約書第6条第1項第2号の規定により千葉マリンスタジアムの大型映像装置に掲出された広告を撤去するものとし、同条第3項の規定にかかわらず、その費用を負担する。
- (7) 相手方2は、解除日以後、施設名称を一切使用しないものとする。
- (8) 千葉市は、解除日以後の期間に係る相手方1及び新規ネーミングライツスポンサーとの千葉マリンスタジアムのネーミングライツ等の付与に関する契約を締結するため、解除日前においても相手方2以外の第三者に広く公募し、同契約を締結することができる。
- (9) 千葉市、相手方1及び相手方2は、本契約の解除に関し、本和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても異議を申し立てないことを約束する。
- (10) この和解書は、千葉市議会の議決を得たとき効力を生ずるものとし、千葉市議会の議決を得られなかったときは無効とする。その場合、千葉市は一切の責任を負わないものとする。

~~~~~

## 議 案 説 明

和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。